

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 4 日 (火)
午後 3 時 4 9 分～午後 4 時 1 2 分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6 名
委員 長 熊 谷 克 彦 副委員長 板 橋 美 保
委 員 二階堂 充 委 員 笹 森 波
委 員 千 葉 栄 幸 委 員 菊 地 忍
- 4 委員外議員 3 名
議 長 長 南 良 彦 副 議 長 大 泉 徳 子
議 員 今 野 慎 介
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事 務 局 長 綱 川 宏 一
主幹兼議事調査係長 若 林 潤
- 7 協議事項
付 議 事 件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 追加議案の取扱いについて

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について

- ① 名取市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- ② 名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について

午後 3 時 4 9 分 開会

○委員長（熊谷克彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。それでは、議事に入ります。

追加議案の取扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 追加議案の取扱いについて、説明いたします。

まず、次第書の 1 ページ、1 の（1）の① 追加議案の件名についてです。今回、人事案件 3 か件の追加議案が提出されております。

まず、議案第38号 名取市副市長の選任についてです。

次に、議案第39号 名取市固定資産評価員の選任についてです。

次に、議案第40号 名取市副市長の選任についてです。

次に、次第書の 1 ページ、② 取扱い案について説明いたします。併せて資料 1、議事日程第 6 号を御覧ください。

初めに、ア 提案理由説明については、3 月 7 日金曜日の日程第20 議案第37号 指定管理者の指定の採決の後、追加議案 3 か件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、イ 審議日については、提案理由説明の後、直ちに議案番号順に審議するものです。

次に、ウ 審議方法については、まず、議案第38号については、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し無記名投票を行います。

次に、議案第39号については、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し簡易採決とします。

次に、議案第40号については、議案第38号と同様、質疑の後、委員会付託

及び討論を省略し無記名投票を行います。

追加議案の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、追加議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。追加議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。

次に、名取市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 名取市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

次第書の1ページ下段を御覧願います。

改正に至った背景ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）の一部改正と刑法等の一部を改正する法律の成立に伴い、所要の改正を行うものです。

資料2の改正概要を御覧願います。

条例改正の理由と改正内容の(1)です。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号、令和6年6月7日公布）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法（マイナンバー法）の一部が改正となり、令和7年4月1日から施行されることとなりました。今回の改正では、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げとなりました。名取市議会の個人情報の保護に関する条例中、引用している部分に項ずれが生じたため、今回所要の改正と、併せて文言の整理を行うものです。

なお、本改正については、全国市議会議長会から改正例が示されており、

それに倣って作成しております。

次に、(2) 刑法等の一部を改正する法律については、令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されることとなりました。

主な改正内容は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設するものであります。

したがって、同法の施行に伴い、名取市議会の個人情報保護に関する条例中の懲役及び禁錮という文言を拘禁刑に改める必要が生じたことから、文言の整理のため、所要の改正を行うものです。

なお、刑法等の一部改正に係る条例改正の部分については、検察庁と協議の上、文言の整理を行っております。

次第書の1ページ下段にお戻りください。①議会案について説明いたします。資料3を御覧願います。

提出者、賛成者については、先例に倣い、提出者は議会運営委員会の委員長、賛成者は議会運営委員会委員といたします。

提案理由については「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が施行されることに伴い、所要の改正を図るため提案するものである。」としております。

資料4を御覧願います。資料3の2枚目及び3枚目にあります改正案文を根拠法別に色分けしたものです。改正概要を説明いたします。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う改正部分です。第2条第10項中の「第8項」を「第9項」に改め、第12条第5項の表中「第9項」を「第10項」に改めるものです。資料4ではピンクで示している部分です。

次に、刑法の一部が改正されたことにより、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴う改正部分です。第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。資料4では緑色で示している部分です。

そのほかの改正部分は文言整理によるものです。資料4では黄色で示している部分です。

次に、改正条例案について条番号順に説明いたします。

資料4及び資料5新旧対照表を御覧願います。新旧対照表では、改正部分を下線で示しています。

はじめに、第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に改めます。

次に、第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めます。

次に、第12条第5項中「及び第29条」を削ります。

次の改正部分は、新旧対照表の5ページから6ページまでの別記1になります。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めます。

次に、第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改めます。

次に、第17条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に「その他」を「又は」に改めます。

次に、第18条第1項中「議会の保有する」を削ります。

次に、第18条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削ります。

次に、第27条第2項中「この章において」を削ります。

次に、第31条第2項中「この章及び第48条において」を削ります。

次に、第32条第3項中「この章において」を削ります。

次に、第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、第38条第2項中「この章及び第48条において」を削ります。

次に、第39条第3項中「この章において」を削ります。

次に、第47条中「第4章」を「前章」に改めます。

次に、第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加えます。

次に、第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

次に、附則第1条は施行期日についての規定であり、第1号は文言整理による改正規定で公布の日を、第2号は第2条第10項の一部及び第12条の表の改正規定についてで根拠法（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタ

ル社会形成基本法等の一部を改正する法律）の施行期日である令和7年4月1日、第3号は第53条から第55条までの改正規定についてで根拠法（刑法等の一部を改正する法律）の施行日である令和7年6月1日とするものです。

次に、附則第2条は罰則の適用等に関する経過措置についての規定であり、第2条第1項は、本条例の施行前の行為の処罰については、本条例による改正前の条例を適用する必要があることから、なお従前の例による経過措置を規定するものです。

次に、附則第2条第2項は、過去に行った罰則規定を含む条例の改廃に係る経過措置の規定を適用する場合において、当該罰則の適用に、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う影響が生じないようにするための経過措置を規定するものです。改正条例案については以上です。

次第書の1ページ下段にお戻りください。②提出者及び③賛成者です。

議会案提出者、賛成者については、先ほど説明いたしましたとおり、提出者を議会運営委員会委員長、賛成者を議会運営委員会委員といたします。

次に、④取扱い案です。上程につきましては、3月7日、先程説明いたしました追加議案の議案第40号の採決の後に上程をいたします。審議の進め方については、提案理由、質疑、委員会付託及び討論を省略し、採決方法は起立採決とする案です。

名取市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、名取市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、書記より説明をいたさせましたが、このことについて、委員皆様から御意見をお伺いして協議を進めてまいりたいと思います。休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後4時3分 休憩

＊休憩中の要旨

- ・原案のとおりとすることにした。

午後4時4分 再開

○委員長（熊谷克彦） 再開いたします。それでは、お諮りいたします。

名取市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、休憩中の協議のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、名取市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてはそのように決定いたしました。

次に、名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について、説明いたします。

次第書は1 ページ下段、資料6 も併せて御覧願います。

改正に至った背景ですが、健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を図るものです。併せて、文言の整理を行うものです。

なお、今回の改正案については、全国市議会議長会から規定の改正例が示されており、それに倣って作成しております。

次に、改正の内容を説明いたします。

資料7 の改正文と資料8 の新旧対照表を御覧願います。

規程の条の順番に説明いたします。

初めに、第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改めます。

次に、第3条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改めます。

次に、第3条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改めます。

次に、第3条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加えます。

次に、第3条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員

等記号・番号等」に改めます。

次に、第3条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改めます。

次に、第5条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改めます。

次に、第8条第8項第1号中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に「その他」を「又は」に改め、同項第2号中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に「その他」を「又は」に改めます。

次に、第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削ります。

次に、第11条の見出し中「の通知」を「の際に通知すべき事項」に改めます。

次に、本規程で定める様式の改正部分について説明します。

様式第1号中「☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード」の部分を「☐運転免許証 ☐個人番号カード」に改めます。

次に、様式第10号中「☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード」の部分を「☐運転免許証 ☐個人番号カード」に改めます。

次に、様式第16号中「☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード」の部分を「☐運転免許証 ☐個人番号カード」に改めます。

最後に、附則ですが、施行期日として、令和7年〇月〇日と記載しておりますが、市民に周知する日から施行することといたしますので、実際に周知を開始する日を記載することとするものです。

併せて、ただし書ですが、第3条第10号の運転免許証に関する改正規定については、根拠法（道路交通法の一部を改正する法律）の施行日である令和7年3月24日から施行することとするものです。

次に、経過措置に係る部分ですが、この規程による改正前の名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、この規程による改正後の名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定によるものとみなす、つまり従前の様式であっても著しく支障のないものは取り扱うといった内容です。

なお、規程に係る改正ですので、先例（平成25年2月の議会運営委員会において、条例と会議規則は本会議に上程すること、そのほかは議会運営委員

会で決定することとされていること）に倣い、議会運営委員会で協議、決定とする案です。

名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について、書記より説明をいたさせましたが、このことについて、委員皆様から御意見をお伺いして協議を進めてまいりたいと思います。休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後４時１１分 休憩

＊休憩中の要旨

- ・原案のとおりとすることにした。

午後４時１２分 再開

○委員長（熊谷克彦） 再開いたします。それでは、お諮りいたします。

名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程については、休憩中の協議のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程についてはそのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後４時１２分 散会

令和７年３月４日

議会運営委員会

委員長 熊谷 克彦